

防災情報は国の**直接**責任で

災害を未然に防ぐため、気象事業の整備拡充を

国民の生命・財産を自然災害から守るのは、国の責任です。災害を未然に防ぐため、大雨などのよりの確な予測と迅速な情報提供など、気象事業のいっそうの整備拡充が求められます。

「防災は国の責任」はすでに国際的な常識

気象庁の事業は、気象や地震などを観測・監視し、観測の成果や現象推移の予測情報を、適時・的確に広く周知することによって、災害を未然に防ぎ、また、軽減させることにあります。

阪神・淡路大震災から10年目の2005年、神戸市で「国連世界防災会議」が開かれ、前年スマトラ沖で発生した大地震を教訓に、「防災活動は国の第一義的責任において行われるべきもの」と決議されました。防災活動に国が直接的な責任を持つことは、国際的な常識なのです。

観測・予報の現場は いまも破綻寸前

気象庁は、国民の期待に応えるべく、緊急地震速報や竜巻注意情報など、さまざまな情報を提供し始めました。しかし、観測・予報の現場では、政府の定員削減計画によって、普段、ギリギリの人員しか置くことができず、天候が急変した場合でも、常に的確な情報の提供体制を維持できるのか危惧されています。

防災情報を生かして災害を防ぐためには、予報精度の向上と、自然現象の確実な補足、情報の迅速な伝達、そして、利用者に対する十分な支援・指導体制を整えることが必要です。

